

令和4年度 JEES 留学生奨学金(コロナ対応特別枠) 募集・推薦要項 (一時金)

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という)では、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金とし、その果実等を「JEES 奨学金」の運用に供している。これにより、「令和4年度 JEES 留学生奨学金(コロナ対応特別枠)」の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、日本の大学、及び高等専門学校に在籍する私費外国人留学生に対して、奨学金(一時金)を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大により生じた経済的不安を緩和し、学修の継続に寄与することを目的とする。

2 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- 令和4年4月に日本に在留している私費外国人留学生のうち、日本の大学の学士課程2年次以上、又は修士課程(博士前期課程及び一貫制博士課程の1~2年次を含む)、又は博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の3年次以上を含む)に正規生として在籍する者、及び高等専門学校の第4学年以上(専攻科を含む)に正規生として在籍する者。
なお、日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮し、学修の継続に経済的援助を必要としている者。
- 令和4年度において、本協会が実施する他の奨学金を受給しない者。
- 人物が優れていて、学修に真摯に取り組んでいる者。
- 令和4年4月に在籍する学校の長の推薦を受けることができる者。

3 採用人数

200名

4 支給内容

一時金 100,000円

5 応募・推薦方法

- 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、在籍校を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という)に提出するものとする。
- 在籍校の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、6に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学、又は各高等専門学校において2名以内とする。

6 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	備考
(1)	願書(様式1)	国際交流推進センターに提出	日本語で書かれたものに限る
(2)	承諾書		

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

7 応募・推薦書類の提出期限

令和4年5月27日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

8 選考方法及び結果の通知

理事長は、5 の(2)により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和4年8月中を目途に在籍校を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

9 支給時期及び支給方法

令和4年10月を目途に、別に定める方法により、在籍校を通じて1回支給する。

10 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、令和4年度の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、令和4年度末に所定の様式により在籍校を通じて本協会へ報告すること。
- (2) 奨学生は、本奨学金の受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答、及び交流会等への参加に協力すること。
- (3) 奨学生は、交流会等が開催されたときは可能な限り参加すること。

11 本奨学金の支給決定取消

- (1) 応募してから本協会が奨学金を在籍校に支給するまでの間に、奨学生が学生の身分を失った場合には、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (2) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

12 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、11 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金選考結果通知を在籍校が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 令和4年度において、本協会が実施する他の奨学金に応募することはできない。

13 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、13(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式または交流会等の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。

お問い合わせ先:

国際交流推進センター

iepc@m.hiroshima-cu.ac.jp

以上